

## 学校法人比治山学園情報セキュリティ基本方針

(目的)

**第1条** 学校法人比治山学園（以下「学園」という。）は、建学の精神である「悠久不滅の生命の理想に向かって精進する」人材の育成に向け、教育研究活動に取り組むにあたり、保有又は利用する全ての情報資産を、安全に管理し運用するべく、必要な対策を実施するために、情報セキュリティに関する基本方針を定める。

(対象者)

**第2条** この基本方針の対象者は、学園の役員、教職員(学園以外に所属し、派遣や委託契約で就業する者を含む。)、学生・生徒等の他、来学者等を含み、学園の情報資産を利用するすべての者とする。

(適用範囲)

**第3条** この基本方針は、次の情報資産に適用する。

- (1) 学園の所有又は管理する情報資産
- (2) 学園に契約、協定等により供用される情報資産
- (3) 第1号、第2号に接続して利用する情報資産(周辺機器、インターネット等で接続する学園外のシステムや電磁的記録を含む。)

(基本方針)

**第4条** 学園において実施する情報セキュリティ対策は、以下の各号に基づくものとし、その実現のために学校法人比治山学園情報セキュリティ基本規程及び関連規程を定める。

- (1) 前条の情報資産をその重要度に配慮しながら分類し、安全に管理する。
- (2) 前条の情報資産を不正なアクセスや改ざん等を含むあらゆる脅威から保護する。
- (3) 前条の情報資産の安全性を損ねる行為を防止する。
- (4) 全対象者が情報セキュリティについての意識を高め、情報セキュリティ対策に関する責任と自覚を持つよう、必要な教育を行う。
- (5) 事故発生時には適切に対処し、前条の情報資産への損害を最小限にとどめる。

(罰則)

**第5条** この基本方針、学校法人比治山学園情報セキュリティ基本規程及び関連規程に違反した場合の利用の制限及び罰則は、学園が定める各部門の就業規則等に則って行うほか、別に定めるところによる。

(用語の定義)

**第6条** この基本方針に於ける、以下2つの用語の定義を次のとおりとする。

- (1) 「情報資産」とは、学園の各情報システム、情報システム内外で電磁的に記録された情報、及び前二者に関して記載された文書(紙等の電磁的でない文書を含む。)の総称をいう。

- (2) 「情報セキュリティ」とは、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

**附 則（令和6年3月22日制定）**

- 1 この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 学校法人比治山学園情報セキュリティ基本方針（大学等の部）は、この基本方針の施行期日をもって廃止する。